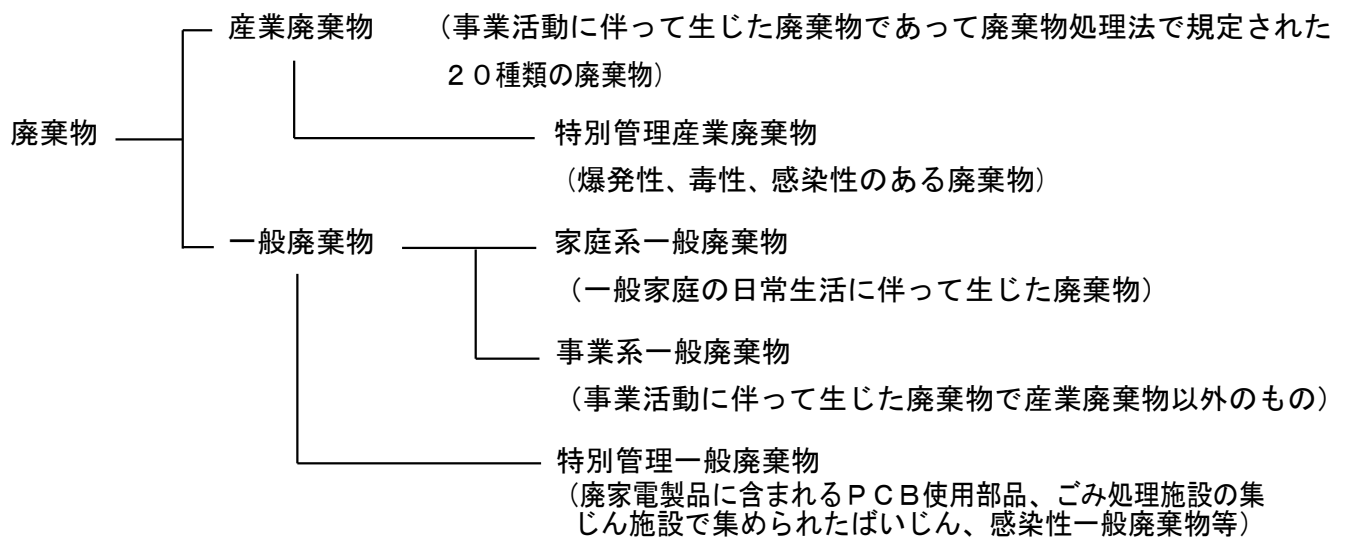


## 廃棄物の分類



◎ 事業系ごみとは、事業活動に伴って生じたごみで、事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。注) 量の多少に関わらず、事業系ごみは、ごみステーションに出すことはできません。

◎ 事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、業種に関わらず全て産業廃棄物に該当します。きちんと分別し、産業廃棄物収集運搬許可を有する業者に収集委託してください。  
また、良質な廃プラスチックは、貴重な資源です。同材質できれいな物は、再生事業者などへ依頼しリサイクルしましょう。

◎ 「新聞・雑誌・段ボール」や「びん・缶」については、再生利用を目的として収集運搬を行っている資源回収業者に依頼するのも良い方法です。循環型社会の実現に向けて、資源回収業者への受け渡しを積極的に行いましょう。

◎ 下記の区分例を参考に一廃（事業系一般廃棄物）の区分に該当するものは清掃リサイクルセンター21に持ち込むことができます。

### 産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の区分

産業廃棄物の種類をもとに作成しています。

●印がついた区分が該当

種類	具体的な対象例	排出事業所例	区分	
			一廃	産廃
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所(工場、飲食店、旅館等)		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、塗装業等)		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●

廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
間伐材	育林業	●		

	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	繊維製品製造業	●	
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		●
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残さ （生ごみ）	魚、獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	●	
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
動植物性固形 不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	

※随時更新いたします。

産業廃棄物か事業系一般廃棄物に該当するか判断に迷う場合にはお問い合わせください。